

# 女性活躍推進ポータルサイト構築及びキャッチフレーズ・ロゴマーク等制作業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

女性活躍推進ポータルサイト構築及びキャッチフレーズ・ロゴマーク等制作業務

## 2 目的

本市は、これまでに取り組んできたブランド戦略や移住・定住施策などにより、平成 29 年度以降、人口の微増傾向が継続しており、今後もこの傾向が継続することを見込んでいる。その一方で、就職期にある年代の転出超過は継続しているとともに、女性の転出も多く見られる状況である。

このような現状を本市の課題と捉え、その克服に向け「女性が職場で輝き、自分らしく働くことができる糸島」を目指す姿として掲げ、その実現に向けた取組を進めていく。

その取組の一環として、女性活躍推進ポータルサイトを構築し、必要な情報を容易に取得できる環境を創出し、市が取り組む施策等に関する情報発信を強化する。

また、市内外に向けた PR 等に活用するキャッチフレーズやロゴマーク等を制作し、「女性が自分らしく輝くことができるまち」といった本市の新たなブランドイメージの形成を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

本業務を受注した事業者（以下「受注者」という。）は、女性活躍推進のためのポータルサイト及びキャッチフレーズ・ロゴマークの企画立案、ポスターの作成、ポータルサイト構成案作成、データ加工、コンテンツ制作・編集・デザイン、電子データ化及び納品までの一連の業務を行うこと。また、契約期間終了日までのポータルサイト運用・保守業務についても併せて行うこと。

なお、本業務と並行して実施する「女性活躍の推進に向けたニーズ等調査業務」の調査結果（令和 8 年 11 月報告予定）を踏まえ、ポータルサイトの内容修正が発生する可能性があることを前提として、調査結果を反映しやすい設計とするなど、柔軟な提案を行うこと。

制作するポータルサイト等は、本市の女性活躍の推進に資するよう、表現及びデザインの統一性（トーン&マナー）に配慮し、若年女性を中心に分かりやすく親しみやすい構成とすること。

主たるターゲットは以下とする。

受注者は、ターゲット像を具体化したペルソナを設計し、提案書に含めること。

<本業務におけるターゲット>

- ・ 10 代～20 代の就職・転職検討中の女性
- ・ 市内での就職・起業に関心を持つ UIJ ターン希望の女性
- ・ 自分らしい働き方を通して成長し、自分を高め、より輝きたい・活躍したいと考える女性

## (1) 女性活躍推進ポータルサイトの構築

本業務により構築するポータルサイトは、「女性が職場で輝き、自分らしく働くことができる糸島」を直感的にイメージでき、信頼性があり、親しみやすく、印象に残る訴求力の高いものとする。

### ア ポータルサイトの構築・技術要件

- ① ポータルサイトの全体構成、デザイン及びレイアウトを提案すること。
- ② ポータルサイトに掲載するイラスト・画像等は受注者が提供し、イラスト制作・写真撮影・画像編集を含むデザイン関連業務一式の費用は、本業務の委託料に含むものとする。
- ③ 発注者と協議のうえ、必要に応じて公式 SNS アカウントを開設し、ポータルサイト内に連携させること。なお、投稿等の運用業務は含まない。
- ④ アクセシビリティ及びユニバーサルデザインに配慮し、JIS X 8341-3:2016 の達成基準に準拠した設計とすること。
- ⑤ PC、スマートフォン、タブレット等、各種端末で適切に閲覧できるレスポンシブデザインとすること。
- ⑥ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari 等の主要なウェブブラウザの最新バージョンでの閲覧に対応していること。
- ⑦ ポータルサイトは、令和9年2月下旬までにテスト公開を行い、動作確認及び必要な修正等を経て、令和9年3月下旬までに本番公開すること。
- ⑧ 契約期間終了日までのポータルサイトの運用・保守業務を行うこと。具体的には、サーバー管理、セキュリティ対策、システム更新、バックアップの実施、緊急対応の実施、及び問合せ対応を含む。
- ⑨ ポータルサイトには、Google Analytics を活用したアクセス解析及び効果測定が可能となる設定を行うこと。また、必要に応じて計測タグの設置や初期設定を実施すること。

### イ ポータルサイトの基本機能要件

- ① トップページは、女性活躍推進のイメージを直感的に伝えるデザインとし、主要コンテンツへの導線を明確に配置すること。
- ② コンテンツ掲載機能は、女性活躍推進拠点施設の紹介、就職やスキルアップ、起業・創業支援、各種支援制度、市内で活躍する女性の紹介、女性活躍を応援する市内企業の紹介、市内事業者向け情報、イベント情報及びお知らせ等を基に構成すること。また、子育て、介護、地域活動、悩み相談など、本市が実施する女性向け施策に関する情報を整理して集約し、女性活躍や女性支援に関する内容を分かりやすく掲載できる仕組みとすること。

※本市の意向や「女性活躍の推進に向けたニーズ等調査業務」の結果により調整が必要な場合、受注者はその修正に対応するものとする。

- ③ 検索・カテゴリ機能は、ユーザーが目的の情報に容易にアクセスできるよう、カテゴリ分類又は検索機能を設けること。
- ④ 本ポータルサイト内に、新たにお問い合わせフォームを作成して設置すること。既存の市公式サイトにある問い合わせフォームへのリンクで代用してはならない。

## ウ CMS要件

- ① CMSは、容易に情報の登録・編集を行えること。
- ② CMSは、継続的な脆弱性対策及び最新バージョンへの更新が容易に行えるものとする。
- ③ 複数担当者による権限管理が可能であること。
- ④ CMS操作マニュアル（PDF等）を納品すること。

## エ セキュリティ要件

- ① サイトは常時SSL化（HTTPS）を必須とすること。
- ② XSS、CSRF、SQLインジェクション等の脆弱性対策を講じること。
- ③ 個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、適切な管理体制を構築すること。
- ④ 定期的なバックアップが可能な構成とすること。

## オ サーバー要件

- ① サーバーは国内データセンターを利用した信頼性の高いサーバーであること。
- ② CMSが安定稼働するスペックを有すること。
- ③ 障害発生時の復旧対応が可能であること。
- ④ サーバー費用は見積書に明記すること。また、契約期間終了後の更新費用については、後年度費用見積りに明記すること。

## カ 制作物・納品物

以下の成果物を納品すること。

- ① ウェブサイト本体（HTML/CSS/JS/CMSデータ一式）
- ② デザインデータ（AI、PSD、JPEG、PNG形式）
- ③ 写真・イラスト等の元データ（権利処理済のもの）
- ④ CMS操作マニュアル
- ⑤ サイトマップ最終版
- ⑥ 運用・保守計画及び後年度費用見積

## （2）キャッチフレーズ・ロゴマークの制作

女性活躍推進ポータルサイト及び本市の女性活躍推進の取組のプロモーションに使用する、「女性が職場で輝き、自分らしく働くことができる糸島」を直感的にイメージできるキャッチフレーズ及びロゴマークを制作すること。

### ア キャッチフレーズ制作

キャッチフレーズは、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ① 女性活躍を後押しする市の姿勢を分かりやすく伝えるものであること。
- ② 糸島で働く・暮らす魅力が直感的にイメージできること。

- ③ 就職期の10代～20代女性を中心に、簡潔で広く親しまれるものであること。
- ④ 広報物等、幅広い用途で使用されることを勘案すること。

## イ ロゴマーク制作

- ① キャッチフレーズに連動したデザインで、コンセプトが明確であるもの。
- ② 多様な媒体（Web、SNS、印刷物等）で視認性を確保できるデザインであること。

## ウ キャッチフレーズ・ロゴマーク共通事項

- ① キャッチフレーズとロゴマークを一体的に使用できるデザインであること。
- ② キャッチフレーズ及びロゴマークが多様な媒体で使用されることを想定し、使用規定及びデザインのガイドラインを作成すること。
- ③ 著作権、商標権、意匠権等の問題が生じないよう配慮すること。問題が生じた場合は、受注者が責任を持って対応すること。
- ④ 提出する案は、未発表のオリジナル作品であり、過去に自治体・企業等で使用された作品との重複がないこと。
- ⑤ キャッチフレーズ及びロゴマーク案は、決定後であっても本市の意向により調整が必要となる場合がある。受注者は発注者と協議のうえ、必要な修正に対応すること。

## エ 制作物・納品物

以下の成果物を納品すること。

- ① キャッチフレーズ及びロゴマークのデザインデータ（AI、PDF、JPEG、PNG形式）
- ② デザイン使用に係るガイドラインデータ（AI、PDF形式）

## （3）ポスターの作成

制作したキャッチフレーズ及びロゴマークを使用したポスターを作成し、以下の成果物を納品すること。デザイン等の詳細は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

- ① ポスターデザインデータ（AI、PDF、JPEG、PNG形式）
- ② ポスター紙媒体（B1サイズ：20枚、B2サイズ：100枚）

## 6 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から10日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に成果物、データ等関係書類を添えて発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められた場合は提出しなければならない。

## 7 成果品の著作権等

- (1) 本業務により受注者が作成したすべての成果物（ポータルサイト、ロゴ、キャッチフレーズ、ポスター、デザインデータ、画像、文章、プログラム、ソースコード、構成ファイル、設計書、マニュアルその他関連資料を含むが、これらに限られない）の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、商標登録を受ける権利及び利用権は、成果物の納品と同時に発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、当該成果物に関し、発注者又は発注者が指定する第三者による利用・改変・公開等に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、発注者の事前の書面による承諾なく、本成果物又はその一部を第三者に提供し、又は自己の業務、その他の目的で利用してはならない。
- (4) 成果物に第三者の著作物（フォント、画像、テンプレート、プログラム、ライブラリ等）を利用する場合は、発注者による利用・改変・公開・再配布に支障が生じないように、受注者が必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 成果物に関し、第三者から権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するものとし、発注者に損害が生じたときはその損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、発注者が成果物を利用・改変するために必要な中間データ（AI、PSD、Figma、HTML、CSS、JavaScript 等）を含め、発注者が指定する形式で納品するものとする。
- (7) 発注者は、成果物を制限なく利用・複製・改変・公開・配布できるものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。
- (8) 発注者は、成果物を第三者に再委託して、利用・加工させることができるものとする。

## 8 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本業務の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係先と十分な連絡・調整を行うこと。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは発注者が指定した場所で行う。
- (4) 本業務に付帯する経費及び調整会議や打合せ等、本業務実施に係る必要経費は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務実施に係るトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」の規定及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害等の緊急事態が発生した場合においても、本業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託先との契約関係を明確にしておくとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再

委託の相手方は「女性活躍推進ポータルサイト構築及びキャッチフレーズ・ロゴマーク等制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加資格要件」を満たしておくこと。

## 9 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。